

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

| | | |
|--|---|--|
| 審議対象期間 | 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 | |
| 審議対象件数 | 1,041件 | |
| 1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について） | | |
| 抽出件数 | 7件 | （審議概要） 1 抽出事案について |
| 一般競争 | 6件 | |
| 指名競争 | 0件 | |
| 随意契約 | 1件 | |
| | 意見・質問 | 回答 |
| ○ 委員からの意見・質問 | <p>【発注実績について】 特に意見なし</p> | |
| ○ それに対する回答等 | <p>【抽出事案について】</p> <p>1 [令和4年度日出生台演習場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務]（一般競争契約（複数者応札））</p> <p>2 [令和4年度芦屋及び築城飛行場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務]（一般競争契約（複数者応札））</p> <p>3 [令和4年度新田原飛行場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務]（一般競争契約（複数者応札））</p> <p>4 [令和4年度鹿屋飛行場周辺の移転補償等に係る不動産鑑定評価業務]（一般競争契約（複数者応札））</p> <p>5 [種子島島内における不動産鑑定評価業務]（一般競争契約（1者応札））</p> <p>6 [種子島島内における不動産鑑定評価業務（その2）]（一般競争契約（複数者応札））</p> <p>・ 予定価格の算定方法と、落札率が低い理由を説明して下さい。</p> | <p>・ 予定価格については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準につ</p> |

| | 意見・質問 | 回答 |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 異常に低い落札率（10%～20%）となっていますが、どのようにお考えですか。 ・ 予定価格を積算する根拠として、不動産鑑定報酬基準を用いる理由を教えてください。 | <p>いて」（令和2年3月17日中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）（以下、「不動産鑑定報酬基準」という。）に基づき算定しています。</p> <p>なお、実際に落札した業者に対しヒアリングを実施したところ、中小の不動産鑑定業者の仕事量が少なく受注意欲が高いこと、鑑定士自らが現地確認や事例収集などの作業を行っており人件費の軽減が図れること、また、対象地は地域的に大きな差が無く、同一地域に複数の対象をまとめることで効率的に作業を行うことができると判断し、経費の低減が図れ、入札価格を低く抑えられたとのことでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に落札した業者に対しヒアリングを行い、また、落札価格に近い金額の入札者もいるため、他社を排除するような意図は無かったと考えられます。 ・ 不動産鑑定の予定価格は、不動産鑑定報酬基準に基づき積算しており、この基準は、中央用地対策連絡協議会事務局長が発出しております。同協議会は国土交通省に事務局を設け、行政機関等が会員となっている組織であり、公共用地の取得の適正化とその円滑化に寄与することを目的としており、当局もこの通知に基づき積算しています。 <p>よって、入札公告に記載の「当該落札者と契約することが著しく不適當」には該当しないと考えています。</p> |
| <p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> | <p>なし</p> | |

| | 意見・質問 | 回答 |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員からの意見・質問 ○ それに対する回答等 | <p>7 [漁業権等の消滅に係る補償] (随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業補償金をどのようにして算定しているのか、ルールや基準等を説明して下さい。 ・ 漁業協同組合との交渉はどのように行っているのでしょうか。 ・ 漁業協同組合の言い値というわけではないのでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和37年10月12日用地対策連絡会決定）（以下、「用対連基準」という。）に基づき、漁業協同組合へ過去の漁獲高などの調査ならびに資料収集及びどのような場所で漁業を行っているかなど漁業者へ聞き取りを行うことで、漁業補償金を算定しています。 ・ 漁業補償の制度や算定式の説明を何度も繰り返すことより行っていますが、一度の説明ではなかなかご理解いただけないのが現状です。 ・ あくまで用対連基準に従い算出していますので、漁業協同組合の言い値ではありません。 |
| <p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> | <p>なし</p> | |

| 2. 談合疑義案件の処理状況について | | |
|---|-------|--------------|
| 談合疑義件数 | 0件 | (審議概要) なし |
| ○ 委員からの 意見・質問 ○ それに対する 回答等 | 意見・質問 | 回 答 |
| | なし | |
| 委員会による意見の 具申又は勧告の内容 | なし | |